

観光マーケティング事業及び次期DMO 戦略策定に関するアドバイザー業務  
企画提案競技に関する回答書

令和5年3月23日(木)  
一般社団法人埼玉県物産観光協会

《仕様書に関する質問と回答》

	質問内容	回答
1	3 業務内容について ・仕様書3-③に記載がある実務マニュアル作成は導入するツールによりますが通常はアドバイザー自身で作ることはありません。このことからマニュアル作成はベンダー企業と連携して作成で良いでしょうか。	受託者が他事業等と連携して、マニュアル作成等の業務にあたることは可能です。しかし、再委託に該当すると認められる場合は、仕様書8(2)に記載の通り、あらかじめ委託者の承諾を得る必要があります。 なお、仕様書3(1)②及び③に記載するデジタルマーケティングツールの取扱説明書に相当する操作マニュアルの作成は、本業務の対象外です。